

## 所沢市マイ容器ウェルカム店実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、マチごと、プラスチックごみ削減を目指し、市民等のマイ容器の持ち歩きを促進するため、来店者が持参した繰り返し使用可能なマイ容器（マイボトルを除く。以下同じ。）に商品を詰めて提供する所沢市内の店舗を所沢市マイ容器ウェルカム店（以下「マイ容器ウェルカム店」という。）として登録するとともに、市がマイ容器ウェルカム店の取組を広く紹介することにより、マイ容器の持ち歩きに向けた意識の啓発を図ることを目的とする。

### (登録対象となる店舗)

第2条 この要領による登録の対象となる店舗は、市内で営業する、「HACCPに基づく衛生管理」または「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施している店舗とする。なお、「HACCPに基づく衛生管理」はコーデックス委員会が策定したHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う衛生管理を指す。また、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」は「HACCPに基づく衛生管理」をそのまま実施することが困難である小規模事業者等が、取り扱う食品の特性に応じた衛生管理を指す。

### (登録の申請等)

第3条 マイ容器ウェルカム店の登録を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、所沢市マイ容器ウェルカム店登録（変更）申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。なお、登録事項を変更しようとするときも同様とする。

### (登録)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、所沢市マイ容器ウェルカム店名簿（以下「マイ容器ウェルカム店名簿」という。）へ登録するものとする。

### (取組内容)

第5条 マイ容器ウェルカム店名簿に登録された店舗を運営している事業者（以下「登録事業者」という。）は、マイ容器を持参する者に対して、HACCPに基づく衛生管理またはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のもと、マイ容器を使用して食料品（飲料を除く。以下同じ。）を提供するものとする。

- なお、提供する食料品や価格等については、登録事業者が定めるものとする。
- 2 登録事業者は、マイ容器の持ち歩き促進に係る取組を積極的に実践するものとする。
  - 3 登録事業者は、来店者へこの取組について積極的に周知を図るものとする。
  - 4 登録事業者は、市が行う取組に関する調査に協力するものとする。

(啓発資材の交付)

- 第6条 啓発資材の交付を希望する登録事業者は、所沢市マイ容器ウェルカム店啓発資材請求書(様式第2号)により、市長に申請するものとする。
- 2 市長は、登録事業者の求めに応じて、啓発資材を交付する。
  - 3 啓発資材の設置場所は、登録事業者有地内とする。
  - 4 登録事業者は、登録事業者の費用及び責任において、啓発資材の運搬、設置、維持管理を行い、啓発資材による事故等が発生しないように、安全に十分注意するものとする。
  - 5 啓発資材が劣化、破損等した場合は、登録事業者が速やかに修理又は廃棄するものとする。

(マイ容器ウェルカム店の紹介)

- 第7条 市長は、マイ容器ウェルカム店の取組内容等について、市ホームページ等で紹介するものとする。なお、申請者は、申請した時点で店舗情報等を市ホームページ等へ掲載することを承諾したものとする。

(登録の中止)

- 第8条 登録事業者は、取組の継続が困難になった場合又は店舗を廃止する等の理由により登録を中止しようとするときは、所沢市マイ容器ウェルカム店登録中止届(様式第3号)により市長に届け出るとともに、啓発資材の設置又は掲示を取りやめ、啓発資材を市に返却するものとする。
- 2 市長は、前項の中止届を受理したときは、マイ容器ウェルカム店名簿及び市ホームページから当該店舗の情報を削除するものとする。

(登録の抹消)

- 第9条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (1) 第5条に規定する取組内容を満たさないと認められるとき。
  - (2) 営業実態を確認できないとき。
  - (3) 信用を失墜する行為を行うなど、マイ容器ウェルカム店として適当でないと認められるとき。

- 2 登録を抹消された事業者は、速やかに啓発資材の設置又は掲示を取りやめ、啓発資材を市に返却するものとする。

(その他)

第10条 マイ容器ウェルカム店の取組を原因として、登録事業者または来店者に被害が生じたとしても、市は一切の責任を負わない。

2 マイ容器ウェルカム店の取組を原因として、登録事業者または来店者が被害を生じさせたとしても、市は一切の責任を負わない。

3 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。